

議案第 8 号

特別養護老人ホームやすらぎ荘介護予防短期入所生活介護事業運営規程の
一部改正について

特別養護老人ホームやすらぎ荘介護予防短期入所生活介護事業運営規程の一部を次のと
おり改正したいので、理事会の議決を求めます。

新 旧 対 照 表

改正前の条文	改正後の条文
(その他の運営についての重要事項) 第 15 条 省略	(その他の事業の実施に関する重要事項) 第 15 条 省略 <u>(虐待防止に関する事項)</u> <u>第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待</u> <u>の防止等のため次の措置を講ずるものとする。</u> <u>(1) 虐待を防止するための従事者に対する研</u> <u>修の実施</u> <u>(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制</u> <u>の整備</u> <u>(3) その他虐待防止のために必要な措置</u> <u>2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所</u> <u>従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現</u> <u>に養護する者）による虐待を受けたと思われる</u> <u>利用者を発見した場合は、速やかに、これを保</u> <u>険者である岩手県に通報するものとする。</u> 以下、1 条ずつ繰下げる (細則) <u>第 16 条 省略</u>
(細則) 第 16 条 省略	(細則) 第 17 条 省略
	<u>附 則</u> <u>この規程は、令和 7 年 6 月 12 日から施行し、令</u> <u>和 7 年 4 月 1 日から適用する。</u>

令和 7 年 6 月 12 日提出

社会福祉法人東山愛光会
理事長 佐々木 賢 治